

ゆりかごピア☆サポート 運営規程
(特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

第1条 (事業の目的)

本規程は、株式会社ゆりかご（以下「事業者」という。）が設置するゆりかごピア☆サポート（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。

3 特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者・児に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努める。

4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容の他、関係法令等を遵守し事業を実施する。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	ゆりかごピア☆サポート
所 在 地	茨城県水戸市飯富町3467-1

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務
管理者	1名	管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関

		し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
相談支援 専門員	1名以上	相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ・ 営業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた休日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までとする。ただし、円滑に事業を進める上で必要がある場合は柔軟に対応する。
- ・ 営業時間は、月曜日・金曜日は9時から17時、火曜日・水曜日・木曜日は10時から17時までとする。なお、利用者都合による時間外対応は可能な範囲で対応する。

第6条（指定計画相談支援等の提供方法及び内容）

事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- ・ 日常生活全般に関する相談
- ・ 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ・ サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び評価
- ・ 定期的なモニタリング
- ・ 前各号に掲げる便宜に附帯する必要な相談支援、助言等

第7条（計画作成対象障害者等から受領する費用及びその額）

法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払いを受ける。

2 計画作成対象障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者等から受けることができる。

3 第1項、第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付する。

4 第2項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ計画作成対象障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障害者の同意を得ることとする。

第8条（利用者負担額等に係る管理）

事業所は、利用者から利用者負担上限額管理を受諾した際には、当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定する。この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとと

もに、計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者に通知する。

第9条（通常の事業の実施地域）

事業所の通常の事業の実施地域は、水戸市北部圏域（石川・国田・飯富・赤塚・五中・双葉台中学校区）とする。その他の地域からの依頼があった場合は、協議の上実施する。

第10条（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）

事業所において、指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- ・ 身体障害者
- ・ 知的障害者
- ・ 障害児
- ・ 精神障害者
- ・ 難病等患者

第11条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のための責任者を設置し、必要な体制の整備を行うための措置を次のとおり講ずる。

- ・ 虐待防止に関する責任者は事業所管理者とする。
- ・ 管理者は、事業者が定期的で開催する虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）に参加し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ・ 事業者は職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

第12条（身体拘束等の禁止）

事業所は、サービスの提供に当たり利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

第13条（ハラスメントの防止）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第14条（苦情解決）

事業者は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の問題解決に努める。

第15条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者等の家族や関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置等について記録する。

3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、遅滞なく損害賠償を行う。

第16条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や災害の発生時において利用者に対する利用者等に対する指定計画相談支援等の提供を継続的に実施するための計画及び非常時に業務再開を早期に図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、職員に対し業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第17条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、本事業の社会的使命を十分に認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務の推進体制についても検証、整備する。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の特定相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得る。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

6 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存する。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置法人と事業所の責任者との協議に基づいて定める。

(附 則)

この規程は令和2年10月1日から施行する。

(附 則)

この規程は令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は令和6年4月1日から施行する。